

#### 四、講義の実施について

- ① 対面講義に代わる講義方式を学生にとってより学修しやすいものとするため、各大学はアンケートなどを実施し学生の声を反映させるよう（文科省が）強く推奨すること。特に、講義が資料配布のみに代えられている場合は、その妥当性を十分検討するよう各大学に要請すること。
- ② オンライン授業を併用しつつ、学生と教員、学生同士のコミュニケーションが十分に保障されるよう、対面での授業や実習の機会も保障していくこと。

（答）

- 新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても、学生の理解や納得を得ながら学修機会を確保することは重要と認識しています。
- このため、文部科学省では、累次にわたり大学等へ通知等を行ってきたところですが、令和2年12月23日に改めて通知を発出し、「大学等における教育は、豊かな人間性を涵養する上で、直接の対面による学生同士や学生との教職員の間的人的な交流等も重要な要素である」ことに留意しつつ、「感染対策を十分に講じた上での面接授業の実施が適切と判断されるものについては、面接授業の実施を検討する」ことや、「新型コロナウイルス感染症の対策として、授業の実施形態を例年と異なったものとする」ことや、学内施設の利用に制限を付すことなど、学生の学修や生活に影響が生じる対応を講じる場合には、その必要性や合理性等について十分な説明を行ったり、代替措置を講じたりするなど、学生に寄り添った対応」を行うことを改めて依頼しています。
- また、同通知では、面接授業に代えて遠隔授業等を実施する場合、「面接授業に相当する教育効果を有すると認められるもの」である必要があることを改めて周知しています。
- 文部科学省では、引き続き学生の学修機会の確保に努めていきます。

## 五、共用試験（OSCE、CBT）について

- ① 共用試験について、全国の医学生が必要な知識・技能を身につけられるよう、実施できる方法について各大学に対し文科省が示すこと。

（答）

- 共用試験については、実施主体である医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」）から各大学医学部に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けての2020年度の共用試験実施に係る考え方や、感染症対策についての通知がされています。
  
- これを受けて、各大学における試験実施内容等については、事前に大学から機構に対して協議がされた上で、機構からの派遣監督者の下、実施されており、各大学において適切に実施されているものと考えております。

## 五、共用試験（OSCE、CBT）について

② 試験を実施する際の感染対策について基準を示し、学生に対して丁寧に説明すること。

（答）

- ①でお答えしたとおり、試験実施に当たっての感染症対策については、機構から各大学に対し通知がされており、それぞれの大学において対策がなされているものと考えております。
  
- なお、試験の実施に当たっては、大学から学生に対し丁寧に説明することが必要と考えており、ご不安やご懸念の点については、まずは大学の試験担当者へお伝えいただきたいと思いますと考えております。

## 六、医学生が感染した際のケア

- ① 医学生の新型コロナウイルス感染に対し、過度のバッシングから学生を守るシステムを整備すること。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症に対しては、現時点での科学的な知見や見解に基づいて、正しく向き合うことが必要です。
  
- また、新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があるため、感染した児童生徒等や学校の対応を責めるのではなく、衛生管理の徹底のための取組を進め、更なる感染を防ぐことが大切です。
  
- このため、昨年8月に文部科学大臣よりメッセージを公表し、感染者への差別や偏見、誹謗中傷等を許さないよう、児童生徒等や学生の皆様、教職員をはじめとする学校関係者の皆様、保護者や地域の皆様等をお願いしているところです。
  
- 関係の皆様に対して、差別や偏見につながる発言や行動とならないよう十分御留意いただくとともに、学校における感染症対策と教育活動の両立に対する御理解と御協力を引き続きお願いしてまいります。

## 七、学生のメンタルケアについて

- ① 学生の精神状態の悪化の原因を取り除くことができるように努め、丁寧に説明・対応し、積極的にメンタルケアを促進していくこと。

(答)

- 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、学生が様々な不安を抱えやすい状況にあると認識しております。
- このため、文部科学省では、各大学等における学生へのメンタルケアの取組状況を調査し、実態を把握するとともに、
- ① より学生から相談しやすい体制の構築
  - ② 新入生をはじめ学生生活に悩みや不安を抱えた学生の把握
  - ③ カウンセラーや医師等の専門家との連携
- 等により、学生に寄り添ったきめ細かな対応をお願いしているところです。
- また、大学関係者が集まる会議等での好事例の周知や、日本学生支援機構のセミナー等を通じて、各大学等の取組の充実に資するような情報提供を行っております。
- 文部科学省としては、学生たちが安心して学びに打ち込めるよう、こうした取組を通じ、各大学等における取組の充実に促してまいります。